

島根労働局発表

令和6年4月26日(金)

担当

島根労働局
職業安定部職業安定課
課長 上代 薫
TEL 0852-20-7016松江市
産業経済部定住企業立地推進課
課長 玉木 一男
TEL 0852-55-5944

令和6年度 松江市雇用対策協定に基づく事業計画について

～ 松江市と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

松江市（市長：上定 昭仁^{うえさだ あきひと}）と島根労働局（局長：岩見 浩史^{いわみ ひろふみ}）は、令和3年7月21日に締結した松江市雇用対策協定（別添1）に基づく「令和6年度事業計画」（別添2）を共同で策定しました。

この事業計画は、松江市と島根労働局が、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「地方創生を推進し、活力ある地域共生社会」の実現を目指し策定しております。

松江市と島根労働局は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

令和6年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○主要な取組等

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するため、①産業振興・雇用創出と移住・定住促進、②次世代を視野に入れた新しい働き方と女性活躍の推進などに取り組むとともに、数値目標を設定しました。

《事業内容》

1 産業振興・雇用創出と移住・定住施策に関する連携

- ・若者や女性に魅力あるある職場となる取組を行う企業の支援
- ・働きがい高めるキャリア育成の取組みや働きやすい職場作り情報の発信

2 次世代を視野に入れた新しい働き方の定着と女性活躍の推進に係る連携

- ・働き方改革の実現
- ・女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

3 大量雇用変動等に対する対応

- ・雇用失業情勢等に関する情報の共有
- ・介護分野の事業所に対する連携した充足支援

4 高齢者の活躍促進・就業環境整備

- ・生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備

5 障がい者、難病・がん患者等の活躍促進・就業環境整備

- ・障がい者の活躍支援
- ・難病患者、がん患者等の治療と仕事の両立支援に関する取り組みの促進

6 生活困窮者対策の推進

- ・松江市とハローワーク松江が一体となった就労支援の実施

7 外国人労働者に対する取組の推進

- ・生活・雇用両面の支援体制整備の推進

松江市と島根労働局との雇用対策協定

松江市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年7月21日法律第132号）に基づき、地方創生を推進し、活力ある地域共生社会の実現を目指す松江市と、島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に施策及び事業を推進することにより、「若者・女性がもっと暮らしやすいまち」をめざし、松江らしさに磨きをかけ、希望に満ちた未来を切り拓き「選ばれるまち 松江」の実現に向けた、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現並びに諸課題への対応を目的として締結する。

（連携内容）

第2条 松江市と島根労働局は、次に掲げる具体的内容及び実施方法を定め、総合的かつ一体的に推進する。

- 1 松江市が実施する産業振興・雇用創出と移住・定住施策に対する連携
- 2 松江市における次世代を視野に入れた新しい働き方の定着と女性活躍の推進に係る連携
- 3 松江市における大量雇用変動等に対する雇用の安定に向けた施策の連携
- 4 松江市が実施する高齢者福祉施策と島根労働局が実施する高齢者雇用施策の連携
- 5 松江市が実施する障がい者福祉施策と島根労働局が実施する障がい者雇用施策の連携
- 6 松江市が実施する生活困窮者施策と島根労働局が実施する生活困窮者対策の連携
- 7 松江市における外国人労働者に対する取組の連携
- 8 その他、松江市と島根労働局が必要と認める取組

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、松江市と島根労働局が共同で設置する。

- 2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、施策の取組結果についての評価を行うものとする。

（要請等）

第4条 松江市と島根労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことを可とし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、松江市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、松江市と島根労働局が協議して定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、松江市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月21日

松江市長

上 走 昭 仁

厚生労働省島根労働局長

倉 持 清 子

令和6年度 雇用対策協定に基づく事業計画

前文

松江市と島根労働局は、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むため、令和3年7月21日に、「松江市と島根労働局における雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

「地方創生を推進し、活力ある地域共生社会を実現する」ことを目的に、日頃から十分な意思疎通を図り、緊密な連携・協力関係の下、協定の第2条第1項に基づき、本計画で実施する事業は、次のとおりとする。

1 産業振興・雇用創出と移住・定住施策に関する連携

令和5年12月におけるハローワーク松江管内の有効求人倍率は1.66倍となっており、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も人手不足の状況が続いている。

松江市の総人口は、全国の推移より早く、平成17年の国勢調査で減少に転じ、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は伸び続けている一方、15歳から64歳の生産年齢人口割合は減少を続け、その中でも20代の転出超過が特に目立っており、人口減少を食い止める上で、若者を中心とした移住・定住対策を推進することが重要になっている。

このため、松江市内の特に若者や女性にとって魅力ある雇用の場を増加させる必要があり、そうした取組を行う企業への支援や、働きがい高めるキャリア育成の取組みや働きやすい職場作りの状況を分かりやすくかつ身近な媒体を活用して発信することにより、産業の振興と移住・定住を促進する。

【連携して推進する取組】

- ・「学校と企業との就職情報交換会」の開催
- ・UIターンイベントにおけるハローワーク松江と連携した移職住相談支援の実施
- ・UIターン希望者に対する人材確保を目指す企業の情報提供
- ・誘致企業として進出を検討している企業と連携した人材確保の支援
- ・ハローワーク松江の大卒・高卒担当の求職者専門相談員と市担当者との定期的な情報（学生の志望業種や企業に求める条件の動向など）交換会の開催
- ・「ユースエール」等の各種認定制度の周知について、企業・学校への訪問及び各種情報発信媒体を活用した周知・PRの強化

2 次世代を視野に入れた新しい働き方の定着と女性活躍の推進に係る連携

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するためには、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、働く

者の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現すること、また、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要がある。

また、女性活躍に影響する要素である男性の家事、育児、介護への参画意識は徐々に浸透してきているものの、依然として女性にかかる負担の方が大きい。その結果、結婚・出産を契機とした、女性の離職・非正規化が生じている。

さらに、女性の就業機会の確保及び継続に不可欠である男性の家庭生活等への参画促進を図るため、当事者を取り巻く人の意識改革とともに事業者と連携した取組が必要となっている。

(1) 働き方改革の実現

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、長時間労働の抑制、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引上げなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図る。また、これまでの働き方・休み方を見直すとともに、テレワークを推進するなど、効率的かつ多様な働き方が浸透するための啓発・指導を推進する。

【連携して推進する取組】

- ・男性の育児休業取得促進に向けた取組への連携
- ・「まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク」の取組について、関係機関が協力し、説明会を含めた情報提供の機会をより多く確保できるよう連携
- ・企業訪問等による働き方改革関連法、働き方改革推進支援助成金制度の周知・広報

(2) 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

女性活躍推進法に基づき、女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍することのできる環境整備に多くの企業が積極的に取り組むよう周知・啓発を行い、かつ企業の取組を支援する。

また、ひとり親に対する就業支援及び子育て中の女性の再就職支援に取り組む。

さらに、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる職場のハラスメントの撲滅に取り組む。

【連携して推進する取組】

- ・ハローワーク松江、ハローワーク松江マザーズコーナー、松江市福祉就労支援コーナーハローワークプラスの利用促進に向けた周知・広報
- ・松江市とハローワーク松江マザーズコーナーによる再就職準備セミナーの開催
- ・女性活躍推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の周知・広報

3 大量雇用変動等に対する対応

経済・社会構造の変化や国際競争の激化等により、大量離職者が発生する企業の

情報を入手した場合は、地域の雇用情勢に与える影響が大きいことに鑑み、当該企業及び労働者に対して、各種の支援を迅速に行っていく必要がある。

また、医療・福祉、建設、警備、運輸、接客業など人手不足が深刻化している分野での人材確保が課題となっており、人手不足分野への再就職支援や職業能力の再開発等による職種転換などにより、意欲・能力を生かして活躍できるよう支援することが必要である。特に、介護分野においては慢性的な人手不足が続いている状況の中、2040年代までは介護サービスの需要及び介護人材の需要が更に高まると予想されることから、介護分野の事業所に対する充足支援に連携して取り組む必要がある。

【連携して推進する取組】

- ・ 松江市内の雇用失業情勢等に関する情報の共有
- ・ 緊急雇用対策会議の開催、再就職支援が必要となる従業員の詳細情報の共有
- ・ 離職予定者に対する再就職及び生活支援に関する合同説明会の実施
- ・ 介護分野等を対象とした「就職面接会」の開催

4 高齢者の活躍促進・就業環境整備

松江市における65歳以上の人口割合が2040年には34.0%に達すると見込まれており、超高齢社会への対応が課題となっている。

少子高齢化が急速に進行する中、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、雇用・就業環境の整備を図る。

【連携して推進する取組】

- ・ 松江市シルバー人材センターの周知
- ・ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に関する周知・広報
- ・ 「70歳までの就業確保措置導入支援セミナー」の開催
- ・ 高齢求職者を対象とした「事業所面談会」の開催

5 障がい者、難病・がん患者等の活躍促進・就業環境整備

ハローワーク松江管内の障がい者実雇用率は2.72%（令和5年6月1日）となっており、法定雇用率2.3%を上回っている。また、法定雇用率達成企業の割合は69.9%で島根県全体の同割合69.6%と比べ僅かではあるが上回っている状況にあるが、松江市の障がい者数は、松江市の人口が減少しているにもかかわらず増加傾向にあることに加え、障がい者の法定雇用率は令和6年4月から2.5%、令和8年7月からは2.7%へと段階的に引き上げが決定していることから、多様な障がい・

特性・就労ニーズに対応した、適切な就労支援に取り組む必要がある。

このため、障がいのある人自ら選択した地域において、必要な支援を受けながら身体的、精神的、経済的及び社会的に自立した生活ができる社会の実現に向けて障がい者雇用を推進する。

(1) 障がい者の活躍支援

【連携して推進する取組】

- ・障がい者合同面接会の開催
- ・障害者雇用優良中小企業主認定（もにす認定）制度の周知
- ・障がい者雇用推進に向けたネットワークの構築
- ・市とハローワークの合同による「企業と就労支援事業所の意見交換会」を開催

(2) 難病患者、がん患者等の治療と仕事の両立支援に関する取り組みの促進

【連携して推進する取組】

- ・松江市立病院とハローワーク松江等の連携により、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援と事業主等に対する理解促進のための取組の推進

6 生活困窮者対策の推進

松江市の生活保護受給者は2,639人、保護率は1.3%（2023年11月末現在）となっており、横ばいから微増傾向にある。令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症や円安に端を発する物価高騰等の影響により、経済・雇用情勢の変化が生じており、雇用への影響をより一層注意する必要がある。

このため、松江市とハローワーク松江が連携して、生活保護受給者等の就労支援を一体的かつ効果的に推進する。

【連携して推進する取組】

- ・「松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス」の効果的な運営による松江市とハローワーク松江が一体となった就労支援の実施
- ・「生活保護受給者等就労自立促進協議会」の開催による就労支援目標の達成等に向けた協議の実施
- ・就職意欲が高い支援対象者の自立に向け、ハローワークへ早期誘導

7 外国人労働者に対する取組の推進

ハローワーク松江管内における外国人労働者数は1,276人（令和5年10月現在）

で、島根県内の25.6%占めている。外国人が日本で就労する場合、言葉や生活・雇用慣行等の知識が不足しているため、外国人が安心して働き、その能力を十分に発揮する就労環境を確保するため、生活・雇用両面の支援体制整備を推進する必要がある。

【連携して推進する取組】

- ・ハローワーク松江及び松江新卒応援ハローワークと松江市外国人相談窓口との連携した雇用に関する情報等の周知・啓発

8 本計画の実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

連携する取組一覧（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

連携項目		KPI	目標値
1	産業振興・雇用創出と移住・定住施策に対する連携	「学校と企業との就職情報交換会」のブース訪問満足度の向上	満足度90%
		松江市、ハローワーク松江連携によるU I ターン希望者の相談登録件数	10件
		「ユースエール」「くるみん」「えるぼし」「もにす」の新規認定企業数	8社
2	次世代を視野に入れた新しい働き方の定着と女性活躍の推進に係る連携	働き方改革関連法、女性活躍推進法等に係る説明会の開催	5回
		まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク新規加入事業所	10社
3	大量雇用変動等に対する支援の推進	松江市とハローワーク松江との定期的な情報交換会の開催	12回
		介護分野等を対象とした「就職面接会」の開催	1回
4	高齢者の活躍促進・就業環境整備	70歳までの継続雇用制度導入に向けたセミナー（仮称）への参加企業数	20社
		高齢者（55歳以上の者）を対象とした「事業所面談会」の開催	2回
5	障がい者、難病・がん患者等の活躍促進・就業環境整備	障がい者合同面接会の開催	2回
		長期療養者就職支援事業における出張相談の実施	12回
6	生活困窮者対策の推進	「松江市福祉就労支援コーナーハローワークプラス」における生活保護受給者等就労自立促進事業支援対象者の誘導者数	180人
7	外国人労働者に対する取組の推進	松江市外国人相談窓口における雇用情報の提供件数及びハローワーク松江における外国人雇用事業所訪問指導件数	提供件数5件 訪問指導件数25件